

「不登校」を受容する学校文化の検討： 教職を志望する学生の理解と教育行政の変遷

山本 奨*

*岩手大学

(令和5年3月1日受理)

問題と目的

不登校の在籍比は「9年連続で増加し過去最多となっている」との指摘がある(文部科学省, 2022など)。その一方で, 山本(2022)は, 2001-2012年の中学生の在籍比は2.75%で一定であったことと, 現在の上昇は仮に新型コロナウイルス感染症拡大の影響がなかった場合には, 2025年に4.17%で収束することを, 回帰式を基に予測している。上昇することも下降することもない一定の在籍比を保つ期間は, 教師や生徒や制度などによる一つの不登校に係る学校文化が安定して形成されていることが推察される。2001-2012年の平成の時代に形成された学校文化とはどのようなものであったであろう。また2025年以降に形成される学校文化とはどのようなものであろう。その全容を明らかにすることは容易ではない。

不登校の定義が今日のものとなった1991年から2020年の期間に, 文部科学省(1992, 2003, 2019)は, いくつかの不登校に関する通知を発している。1992年は, 「登校拒否問題への対応」の通知であり, 2003年には「不登校」と呼称が変更された。2016年成立の教育機会確保法は, 当該児童生徒の「休養」の必要性を明記し, これを受け2019年には, 再登校だけが目標ではなく, 学習の機会の確保が必要だと通知した。そして, 通知の名称も「対応」から「支援」に変更された。行政も文化形成の一員であり, このような施策の変化にも, 学校文化の変容がうかがわれる。先述のとおり, 不登校に係る学校文化の全容を明らかにすることは容易ではないが, 過去に形成された学校文化やこれから形成される学校文化がどのようなものであるのか, このような通知等から, その一端をうかが

うことはできる。

また, 直近まで, 児童生徒当事者としての経験をもち, 同時に新しく形成される学校文化の中で教職に就こうとする教職科目を履修する大学生も, これまでの学校文化を体感し, これからの学校文化を展望していることであろう。その大学生の理解からも, 不登校に係る学校文化の一端を推察することができると考えられる。

そこで本研究では, 不登校に係る学校文化について, 教職を志望する大学生の視点から, 国の不登校に係る教育行政を考慮しながら, 検討することを目的とする。これにあたり, 教員養成系学部と非養成系学部の異なりを, 併せて考慮する。

研究1

まず, 一定の安定期が見られた2001年からの12年間の不登校に係る「平成の学校文化」と, 2025年以降の令和の「新しい学校文化」について, それぞれがどのようなものであるのかについて, 学生の視点を用いて追究することとする。

1. 方法

調査時期: 2022年7月から2023年1月まで

調査協力者: 教職科目を履修する大学生376人

調査手続き: 授業前後に調査協力を求め, web上での回答を求めた。

調査材料: 次の問によった。

「図1は, 文部科学省が令和3年10月に発表した「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」にある, 不登校児童生徒の在籍比の推移です。図中, 上から, 中学校, 合計, 小学校の不登校在籍比が示されていますが, 今回は, 一番上の中学校に注目し

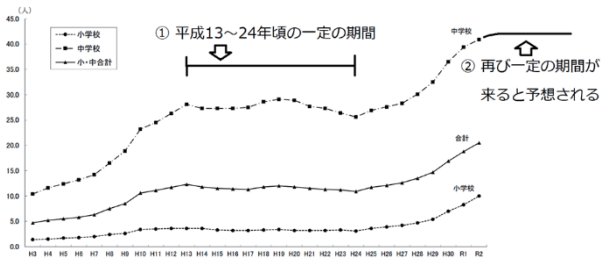


図1 不登校在籍比の推移 (1,000人当たりの不登校児童生徒数)

てください。平成3年から直近まで一貫して拡大しているのではなく、①の平成13~24年頃の期間は比較的同じ値(2.75%)を保っているように見えます(非線形回帰分析という統計手法を用いて一定であることが報告されています)。一定であるこの期間は、教師や生徒の価値観や行動、あるいは学校の制度などで構成される不登校に関する一つの学校文化が形成されていたと考えることができます。そして、令和2年度の中学校の不登校在籍比は4.09%ですが、同じ分析方法によれば、今後拡大が継続されるのではなく、数年後には②のように一定の値(4.1%台)に収束することが報告されています。そして、おそらくそこでも新しい学校文化が形成されているであろうことが予想されます。それでは、2つの質問をします。①の期間(平成13年~24年)の不登校に関する学校文化はどのような特徴をもつものであったのでしょうか。その様子や根拠を含めて述べてください。②で今後形成される(現在形成されつつある)不登校に関する新しい学校文化は、どのような特徴をもつものとなるのでしょうか。その様子や根拠を含めて述べてください。」

2. 結果と考察

調査の結果、新しい学校文化に関する回答が347件(養成系150件、非養成系193件)得られた。平成の学校文化に関する回答は349件(養成系154件、非養成系195件)得られた。

得られた質的データを計量テキスト分析により検討することとした。計量テキスト分析には、KH Coder 3. Beta. 03i (樋口, 2020)を使用した。分

析対象は「文」とし、その対象は4,182であった。複合語の検出にはTermExtractを用いた。総抽出語は151,062語で使用されたのは56,313語であった。異なり語は4,727語で使用は3,859語であった。ここからデータ処理時に生じた内容に影響のない記号を削除した上で、強制抽出と使用しない語を次のとおり指定した。強制抽出する語については、「スクールカウンセラー」「生きる」「出席」「令和」「学習指導要領」「文部科学省」「適応指導教室」「要録」「学校文化」「社会的」「新型コロナウイルス」「今後の不登校への対応の在り方」「学校に行く」「調査研究協力者会議」「人間関係」「ゆとり教育」「教育を受ける」「学校生活」「学校に来る」を指定した。

ア 「新しい学校文化」と「平成の学校文化」

「新しい学校文化」と「平成の学校文化」に関し、この2つの時期の特徴を整理するため、これを外部変数とする「語・外部変数間による共起ネットワーク」を作成した。最大出現数は設定せず、最小出現数を3とし、描画する共起関係の選択はJaccardにより、上位80とし係数を標準化した。

2つの時期をそれぞれ外部変数として共起ネットワークを作成した。その分析の結果を図2に示した。

新しい学校文化では、不登校に関する「多様な理解の下、「ICT」や「オンライン」などの「環境」を整え、敢えて学校に「来る」ことなく「自宅」で「勉強」できる「機会」が提供されることが「予想」されることが示されている。同じ目的で「フリースクール」が教育機関として重要な役割を担う「可能」性も示されている。また、その別室や自宅などでの多様な学習環境の実現は、「新型コロナウイルス」「感染」症拡大に対応し、オンライン授業などが日常化したことによっても支えられていることが示された。

その一方で、平成の学校文化に関しては、対人「関係」の悩み、「家庭」環境、「教師」による「指導」の問題など不登校の「原因」の追及に焦点が当てられ、生徒に対する学校教育の負荷が注目され、「ゆとり教育」の「導入」や「スクールカウ

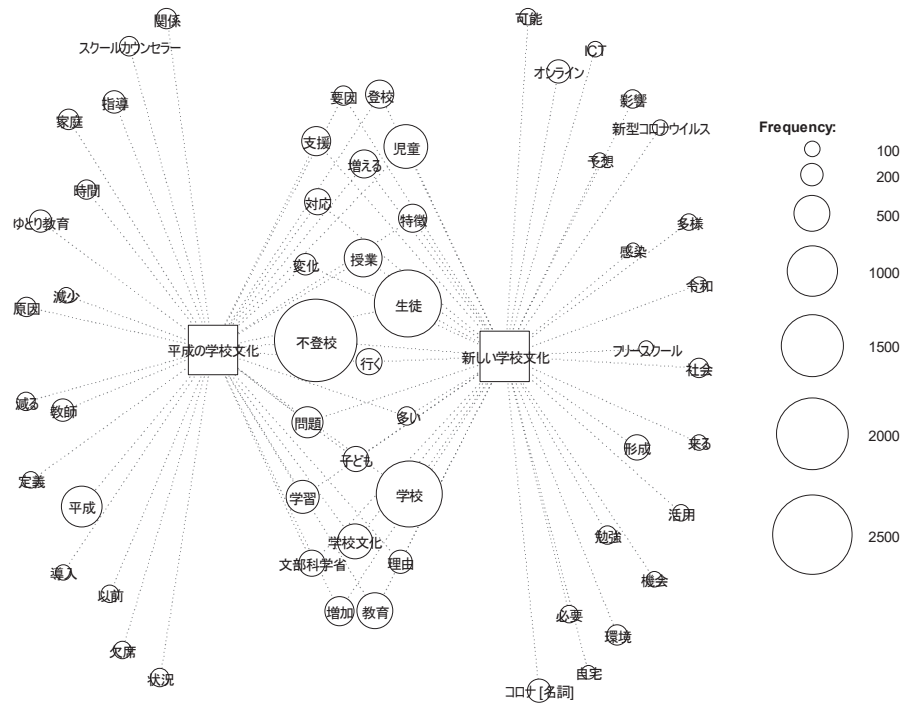


図2 時期を外部変数とする共起ネットワーク

セラー」の介入による不登校問題の解決が試みられた学校の文化が形成されていたと解釈する様子が示された。

イ 教員「養成系」と「非養成系」

続いて、教員養成系と非養成系の特徴を捉える

ために「新しい学校文化（養成系）」「新しい学校文化（非養成系）」「平成の学校文化（養成系）」「平成の学校文化（非養成系）」の4つをそれぞれ外部変数として共起ネットワークを作成した。その分析の結果を図3に示した。

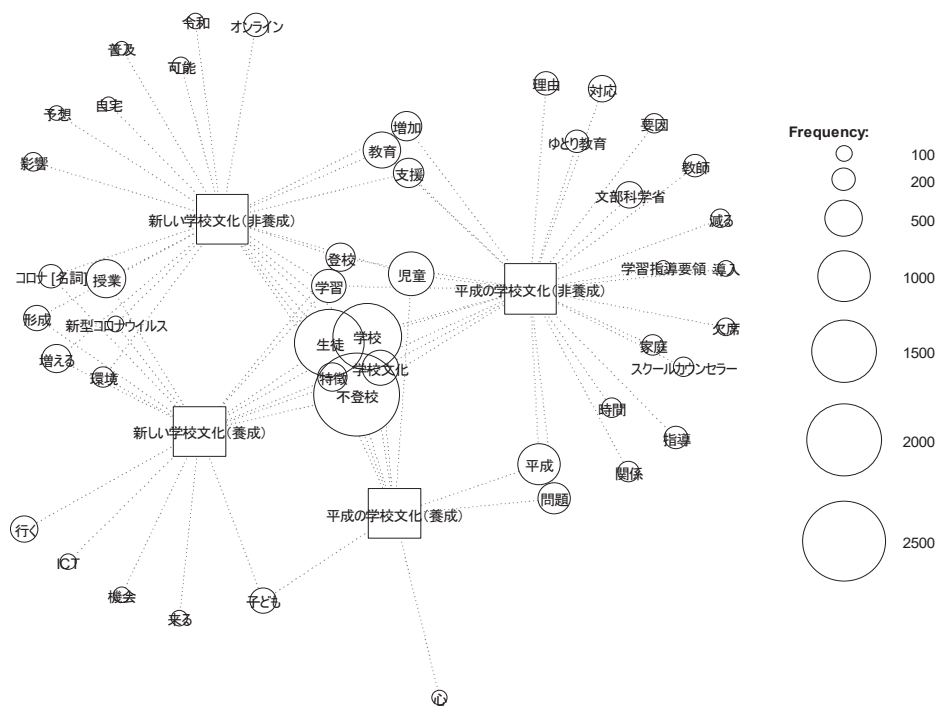


図3 養成系・非養成系を外部変数とする共起ネットワーク

新しい学校文化について、養成系では教育の「機会」を確保するために「ICT」を活用しようとする姿勢が特徴的であった。また、学校に「行く」や「来る」については、否定語を伴うことが多かったが、そこには登校する・しないという出席を意識する様子が見えがえた。これに対し非養成系では、「自宅」での「オンライン」を活用した学びに焦点を当てる傾向がみられた。

平成の学校文化については、養成系では不登校を「心」の問題と捉えていたと考え、これのみが特徴的なものとして抽出された。これに対し、非養成系では不登校を多様な角度から捉え、また様々な対応に取り組んだ時代だと捉える様子が見えがえた。

研究2

次に、学校文化の形成の一端を担う文部科学省の発出した不登校児童生徒への支援の在り方に関する代表的な通知と、これと関係の深い教育機会確保法の記述を分析することにより、検討することとする。

1. 方法

分析の対象としたのは、「登校拒否問題への対応について（文部科学省，1992）」、「不登校への対応の在り方について（文部科学省，2003）」、「不登校児童生徒への支援の在り方について（文部科学省，2019）」及び「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（2016）」であった。その際、例えば2003年のそれには、別記として「不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」が付されているが、このような別記については通知と一体のものとしてこれを含めた。ただし「教育支援センター（適応指導教室）整備指針（試案）」のような試案についてはこれを含めなかった。また、教育機会確保法の成立により2019年の通知が発せられることとなり、「不登校児童生徒への支援の在り方について（文部科学省，2016）」は早々に廃止されたことから、この2016年の通知は分析に用いな

いこととした。

2. 結果と考察

その質的データを計量テキスト分析により検討することとした。計量テキスト分析には、KH Coder 3. Beta. 03i（樋口，2020）を使用した。分析対象は「文」とし、その対象は849であった。複合語の検出にはTermExtractを用いた。総抽出語は17,055語で使用されたのは6,697語であった。異なり語は1,282語で使用は970語であった。ここからデータ処理時に生じた内容に影響のない記号を削除した上で、強制抽出と使用しない語を次のとおり指定した。強制抽出する語については、「登校拒否」「不登校」「保護者」「教育支援センター」「普通教育に相当」「教育委員会」「教育機会の確保」「機会の提供」「義務教育」「地方公共団体」「指導要録」「措置を講ずる」「積極的」を指定した。使用しない語については、「行う」「受ける」「努める」「図る」「望む」「十分」「必要」「該当」「場合」を指定した。この設定で利用される語は425であった。

各通知及び法律の特徴を整理するため、これを外部変数とする「語・外部変数間による共起ネットワーク」を作成した。最大出現数を200、最小出現数を3に設定し、描画する共起関係の選択はJaccardにより、上位80とし係数を標準化した。

分析の結果を図4に示した。1992年の在り方は、当時の「登校拒否」が特徴的で、それを「問題」と認識し、この問題を「適応」指導教室や「民間」施設を利用し解決しようとする姿勢が見えがえるものであった。この問題の解決には、教師やスクールカウンセラーの「専門」的な知見を要することが認識されるようになった。また具体的に「指導要録」にどのように記録するかなどが示され、欠席の事務的扱いなど形式的な事務的処理に戸惑う学校の様子が見えがわる。そして、学校だけに任せることなく、解決に関する「教育委員会」の責務が図には表されている。不登校問題の解決が、社会的に認識されるようになったものと推察された。

2003年の在り方では、それまで登校拒否とされ

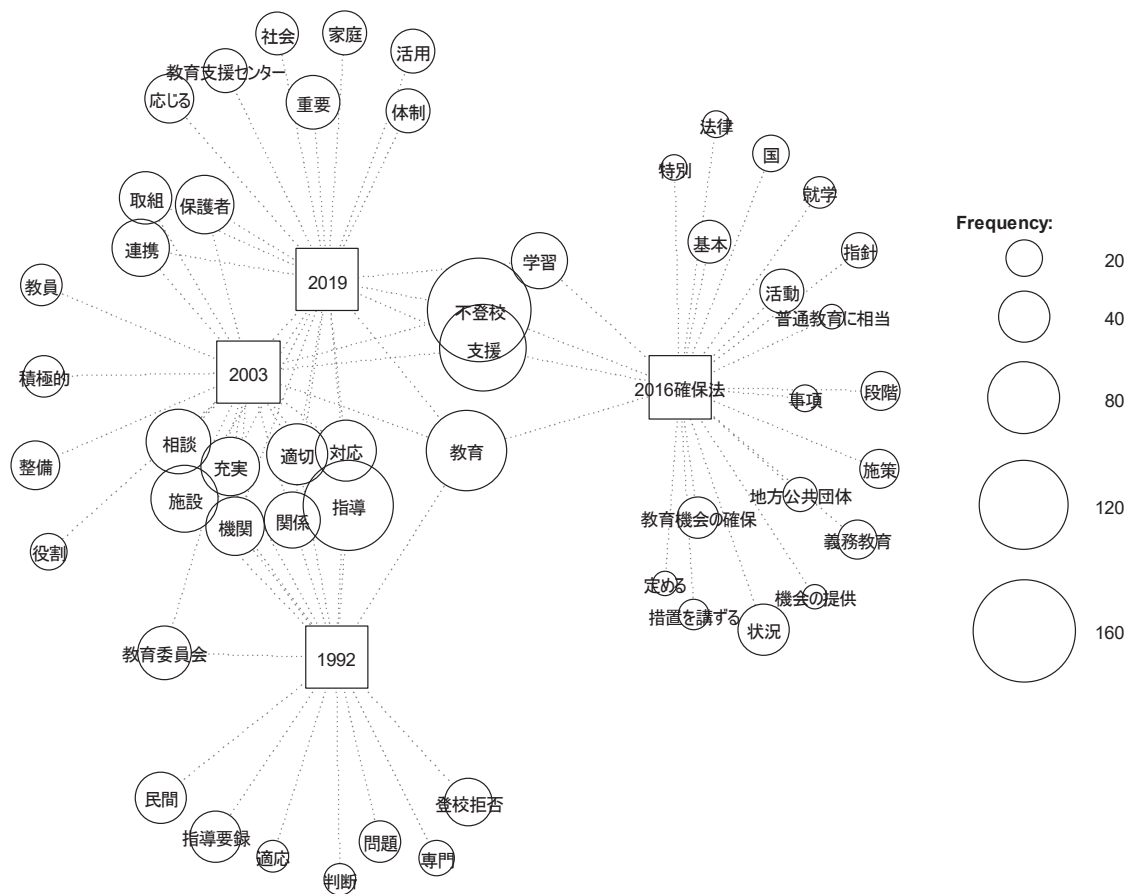


図4 不登校関係通知等を外部変数とする共起ネットワーク

てきた呼称が、「不登校」に改められることになり、それまでの「指導」に加えて「支援」という関わりが重視されることとなった様子がうかがえるものであった。「教員」に「積極的」な関わりが期待され、同時に教員の配置など施策上の「整備」が行われるようになった。そして担任や学年主任、生徒指導主事や養護教諭、さらに「保護者」などの「役割」を明確にし、組織的な関わりが学校に求められることとなった。これ以降、学校の多様な取組や保護者を含めた連携が必要となったことが図には表されている。

2016年成立の「教育機会確保法」において最も特徴的なのは、不登校支援とは「学習」支援だとの位置づけである。「普通教育に相当」する「教育機会の確保」に関し、それ以前の教育委員会に加えて、「国」及び「地方公共団体」の責務が示されたことが図には表されている。

2019年の在り方では、児童生徒の学習状況に「応じる」ことが必要で、ICTや「教育支援セン

ター」、不登校特例校、フリースクール、「家庭」など多様な資源を「活用」し、社会全体で支援の「体制」を整えることが「重要」だとしている。再登校だけを目標とするのではなく、学習に代表される普通教育に相当する教育機会の確保に加えて、「社会」的自立を支援することが重要であることが図には表されている。

結果は、はじめ不登校は、児童生徒が登校を拒否している状況を解決しなければならない問題として認識されたが、次第に学校は不登校という在り方を受け容れるよう努めるようになり、それは指導ではなく支援に当たるものだと教師が受け容れていった様子を示している。不登校に取り組む主体も、保護者や担任など個々の教師から、校内の多様な資源による組織に拡大し、教育委員会だけでなく、国や地方公共団体による社会的支援に拡大したことを示している。そして、学習支援や社会的自立の支援が重視されるようになり、再登校だけが目標ではなくなったことを示している。

これらは、不登校に係る学校文化の変容の一端を示すものだと考えられる。1992年は前節の検討では、不登校在籍比の1回目の上昇の始期にあたり、2003年はその後の安定期の初期にあたる。教育機会確保法が制定された2016年は、2012年までの安定期が終わり、再び在籍比が上昇を始めたその初期であり、2019年はその上昇の最中である。これらの対応は、在籍比と学校文化の関係を示したものだと言える。

総合的考察

本研究の目的は、不登校に係る学校文化について、教職を志望する大学生の視点から、国の不登校に係る教育行政を考慮しながら、検討することであり、これにあたり、教員養成系学部と非養成系学部の違いを考慮するものであった。教育行政は、不登校をはじめ特異なものとして捉え、児童生徒を学校側に馴染ませる指導を行い、その体制を整えてきたことがうかがえた。その後、指導は支援に変わり、不登校という在り方を受け容れるようになり、登校することが支援のはじまりではなく、登校の有無に関わらず教育活動を進め児童生徒の学習を支える姿勢へと変遷してきたものと考えられた。そして、大学生も、同様の理解をしていることが示された。今後の学校文化を支えるものとして、オンラインやICTに支えられた遠隔授業を大学生は想定する。それは、新型コロナウイルス感染症拡大に対応し、自らが大学の遠隔授業を受講する立場からイメージしたものであり、また、このような学校教育の在り方が、既に現実のものとなっていることがうかがわれた。しかし、それでも、教員養成系の学生が、非養成系の学生に比べ、登校にこだわる様子が見受けられた。国や教育行政や社会、そして不登校児童生徒やその保護者が求める教育の在り方やその変化に、教師側が柔軟に対応できるか、配意する必要があることが示されたものと理解できる。

引用文献

- 文部科学省 (1992). 登校拒否問題への対応について.
- 文部科学省 (2003). 不登校への対応の在り方について.
- 文部科学省 (2016). 不登校児童生徒への支援の在り方について.
- 文部科学省 (2019). 不登校児童生徒への支援の在り方について.
- 文部科学省 (2022). 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について. https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422178_00003.htm, 2023年2月7日閲覧.
- 山本奨・大谷哲弘 (2022). 不登校中学生の在籍比の推移—ロジスティック関数を用いた経年を変数とする多項式による予測—, 心理臨床学会第41回大会論文集, 227.